

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月16日
【事業年度】	第19期（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	アクセルマーク株式会社
【英訳名】	AXEL MARK INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾下 順治
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号
【電話番号】	03 - 5354 - 3351
【事務連絡者氏名】	管理部門担当取締役 渡邊 祐也
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号
【電話番号】	03 - 5354 - 3351
【事務連絡者氏名】	管理部門担当取締役 渡邊 祐也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第15期 平成19年9月	第16期 平成20年9月	第17期 平成21年9月	第18期 平成22年9月	第19期 平成23年9月
売上高 (千円)	-	-	3,893,919	-	-
経常損失 () (千円)	-	-	45,947	-	-
当期純損失 () (千円)	-	-	457,851	-	-
包括利益 (千円)	-	-	-	-	-
純資産額 (千円)	-	-	-	-	-
総資産額 (千円)	-	-	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり当期純損失金額 () (円)	-	-	15,872.26	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	-
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	201,398	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	219,271	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	194,314	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	722,730	-	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 第17期連結会計年度のみ連結財務諸表を作成しているため、それ以前以降については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第17期については、平成21年9月30日で連結子会社であった株式会社メディアグロウの全保有株式を売却したことにより、連結会計年度末において連結の範囲に該当する子会社が存在しないため、連結貸借対照表を作成しておりません。そのため、第17期の純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、自己資本利益率及び従業員数については記載しておりません。
4. 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第17期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第15期 平成19年9月	第16期 平成20年9月	第17期 平成21年9月	第18期 平成22年9月	第19期 平成23年9月
売上高 (千円)	2,024,482	3,586,206	2,759,218	1,342,117	1,231,161
経常利益又は経常損失 () (千円)	182,797	75,998	53,129	28,191	4,850
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	104,748	33,521	457,851	56,986	32,252
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	140,000	563,900	563,900	563,900	563,900
発行済株式総数 (株)	22,768	28,877	28,877	28,877	28,877
純資産額 (千円)	507,013	1,372,625	888,981	820,863	804,928
総資産額 (千円)	926,970	2,067,261	1,534,100	1,411,532	1,166,095
1株当たり純資産額 (円)	22,268.67	47,533.51	30,659.03	28,746.87	28,098.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	690 (-)	1,000 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 () (円)	4,607.77	1,291.44	15,872.26	2,005.79	1,129.00
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	-	1,275.37	-	-	-
自己資本比率 (%)	54.7	66.4	57.6	57.7	69.0
自己資本利益率 (%)	23.6	3.6	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	50.9	-	-	-
配当性向 (%)	15.0	77.4	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	13,219	232,134	-	46,573	126,341
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	50,599	327,108	-	5,148	10,220
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	76,573	864,586	-	87,845	231,401
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	240,946	546,289	-	862,298	767,459
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	36 (12)	48 (18)	51 (9)	41 (5)	38 (12)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第17期以降の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第17期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第17期以降の自己資本利益率、株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

7. 第15期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

- 8．第17期は連結財務諸表を作成しているため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 9．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2【沿革】

年月	事項
平成6年3月	東京都千代田区東神田にキャラクター商品の企画及び著作権、商標権、意匠権の管理（プロパティ事業）を目的とした、株式会社マッキナを設立（資本金10百万円）
平成9年12月	株式会社ハイジに商号変更
平成12年3月	株式会社セプテーニ（注1）への第三者割当増資を実施し、同社のグループ会社となる
平成12年4月	本店を東京都新宿区西新宿に移転
平成13年1月	株式会社ディーディーアイ（注2）EZwebメニューサービスにおいてモバイルコンテンツの有料配信を開始
平成13年2月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」といいます。）「iモード®」メニューサービスにおいてモバイルコンテンツの有料配信を開始
平成13年3月	ジェイフォン東日本株式会社（注3）J-Skyメニューサービスにおいてモバイルコンテンツの有料配信を開始
平成14年10月	経営改革の一環として事業の中心をコンテンツ・メディア事業に変更
平成14年11月	広告事業を開始
平成17年9月	株式会社ハイジを存続会社として、株式会社ピュアクリック、株式会社HRIを吸収合併
平成17年11月	アクセルマーク株式会社に商号変更
平成19年4月	NTTドコモiモードメニューサービスにおける動画サイト「ベストヒット動画」のサービス開始
平成20年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成21年4月	メディアプランニング事業（広告事業より名称変更）を、新たに設立した100%子会社、株式会社メディアグロウへ会社分割により事業承継
平成21年9月	株式会社メディアグロウの全株式を、株式会社セプテーニ・ホールディングスへ売却
平成22年3月	SNS向けアプリの提供を開始
平成22年7月	電子書籍化支援サービス「AXEL BOOK」を開始。スマートフォン向けコンテンツ提供を開始。
平成23年10月	当社を存続会社として、エフルート株式会社を吸収合併。同社の広告事業及びソーシャルゲーム事業を承継（注4）

（注）1．株式会社セプテーニは、平成18年10月1日付で株式会社セプテーニ・ホールディングスに商号変更しております。

- 株式会社ディーディーアイは、平成13年4月1日付でケイディーディーアイ株式会社に、平成14年11月1日付で登記上の名称をKDDI株式会社に商号変更しております。
- ジェイフォン東日本株式会社は、平成13年11月1日付でジェイフォン株式会社、ジェイフォン東海株式会社、ジェイフォン西日本株式会社とジェイフォン株式会社を存続会社として合併したことにより、ジェイフォン株式会社となりました。さらに、平成15年10月1日付でジェイフォン株式会社は、ボーダフォン株式会社に商号変更しております。その後、ボーダフォン株式会社は平成18年10月1日付けで、ソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。
- 平成23年10月1日を効力発生日として、エフルート株式会社と合併しております。当該合併に伴い、第20期（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）より以下記載の子会社2社を連結の範囲に取り込んでおります。

社名	資本金	代表者	事業内容
エフルートレックス株式会社	1,000万円	尾下 順治	ソーシャルゲーム事業
エフルート・モバイル・テクノロジー株式会社	2,000万円	同上	海外キャリアに対する検索エンジン等の提供

3【事業の内容】

当社は、モバイルを通じたコンテンツ/エンターテインメントの流通を加速させ、人々の生活に感動と笑顔と潤いを与えることによって、より豊かな社会の実現に貢献したいと想い、「インターネットを通じてより豊かな社会の実現を」という経営理念を掲げております。当該理念に基づき、「コンテンツとユーザーを繋ぐ会社」であり続けることを経営の基本方針として、事業を推進しております。

セグメント及び事業の概要

当社は、平成23年9月30日時点において、携帯電話・スマートフォン向けコンテンツの配信を行う「コンテンツ事業」のみを事業セグメントとしております（単一セグメント）。

しかしながら、平成23年10月1日を効力発生日としてエフルート株式会社を吸収合併したことに伴い、第20期（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）より同社の100%子会社2社を連結の範囲に取り込んでおります。

当社及び前記子会社2社により構成される当社グループの事業セグメント、当該セグメントに係る当社グループ各社の位置付け及び事業の概要は以下の通りであります。

（本報告書提出日現在）

セグメントの名称	当社グループ各社の位置付け	事業の概要
コンテンツ事業	アクセルマーク株式会社（当社）	・携帯電話・スマートフォン向けコンテンツの配信
広告事業	アクセルマーク株式会社（当社） エフルート・モバイル・テクノロジー株式会社	・広告ネットワーク事業 ・検索ポータル事業 ・検索エンジンの提供等の海外事業
ソーシャルゲーム事業	エフルートレックス株式会社	・ソーシャルゲームの提供

事業の具体的内容

平成23年9月30日現在における事業の具体的内容は以下の通りです。

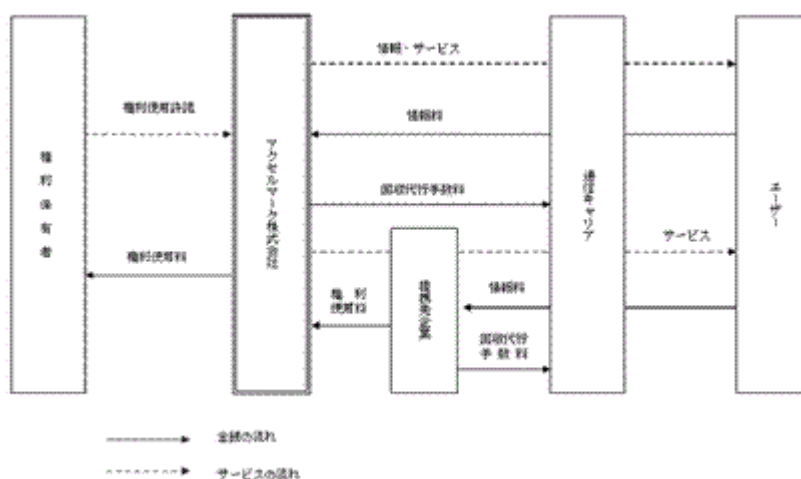
(1) コンテンツ事業

主に一般消費者（以下「ユーザー」といいます。）に対し、NTTドコモ等の通信キャリア、大手SNS、Apple Inc.が運営するApp Store等のプラットフォームを通じて、音楽、書籍、動画等のデジタルコンテンツを販売しております。

既存の携帯電話向けには、当社又は他の事業者が企画・製作・運営を行うモバイルサイトにおいて、「着うた(R)」「着うたフル(R)」等の音楽コンテンツ、コミックを中心とした電子書籍コンテンツ、映画やドラマ等の動画コンテンツを販売しております。

iPhoneに代表されるスマートフォン向けには、電子書籍アプリや英語学習アプリを中心としたコンテンツを、「App Store」、「AndroidMarket」、「Ameba AppMarket」、「Kindle Store」等の多くのスマートフォン向けプラットフォームを通じて販売しております。

[事業系統図]



当社は、平成23年10月1日を効力発生日としてエフルート株式会社を吸収合併したことに伴い、第20期（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）より同社の100%子会社2社を連結の範囲に取り込んでおります。そのため、第20期より、エフルート株式会社及び同社の100%子会社2社にて行っておりました「広告事業」及び「ソーシャルゲーム事業」においても、当社（グループ）の事業セグメントとしております。その具体的内容は以下の通りであります。

(2) 広告事業

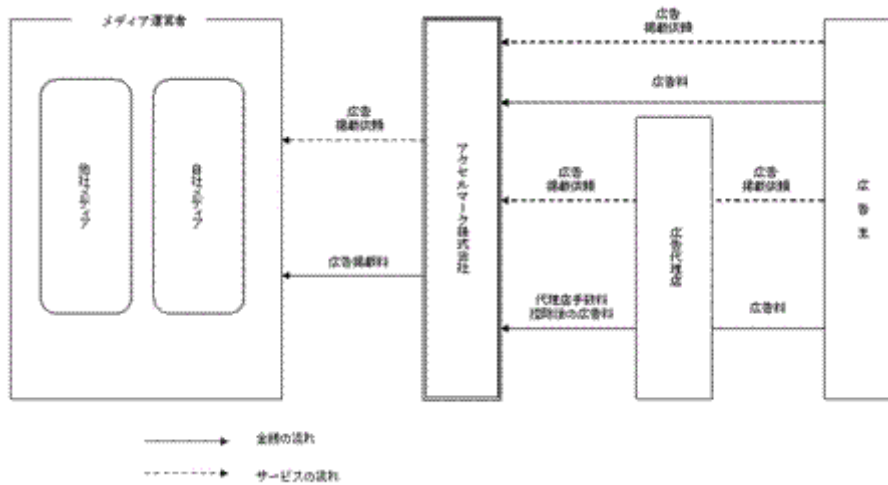
数多くのモバイル広告媒体（掲載メディア）をネットワーク化の上、広告主に当該ネットワーク内の広告枠を販

売し、手数料を収受する広告ネットワーク事業を中心としております。

また、検索機能を有するモバイル向け自社メディア、「froute.jp」における広告枠等を販売する検索ポータル事業も行っており、広告枠を販売するとともに、検索エンジンに関するノウハウを蓄積しております。

そして、100%子会社であるエフルート・モバイル・テクノロジー株式会社においては、本事業において蓄積した検索エンジンのノウハウ等をパッケージ化し、海外キャリア向けに提供する海外事業を行っております。

[事業系統図]

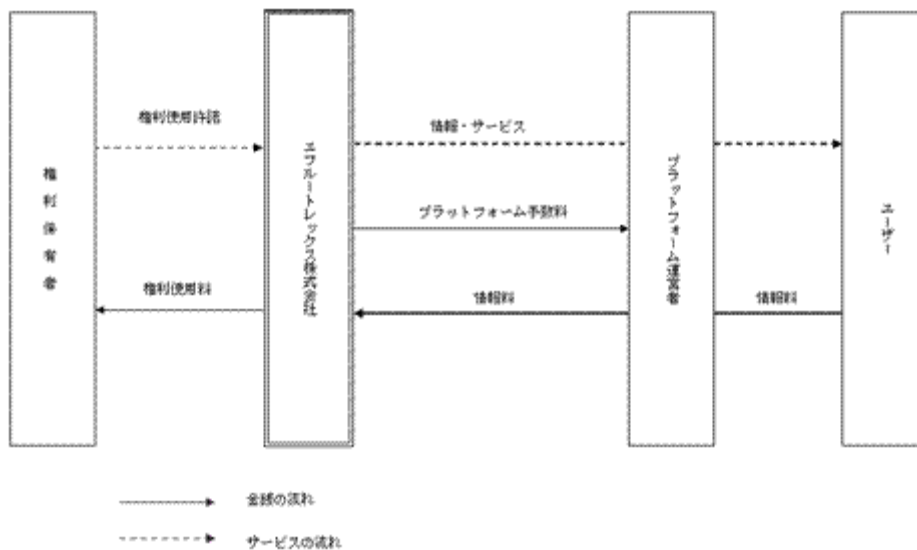


(3) ソーシャルゲーム事業

大手SNSをプラットフォームとして、ユーザーに対し、ソーシャルゲームを提供しております。コンテンツ事業において培ったコンテンツ開発及び権利許諾ノウハウと、広告事業において培ったマーケティング力及び検索や広告ネットワーク等の情報流通チャネルを活かし、企画・開発・運営、集客、結果分析及びフィードバックをすべて自社にて行っております。

ゲーム内におけるアイテム課金を主な収益としており、適切にユーザーの興味・嗜好を捉えたゲームを提供することによって、収益性を高めております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

(平成23年9月30日現在)

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社セプテーニ・ホールディングス (注)1、2	東京都新宿区	2,007,848	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有) 56.95	役員兼任あり(2名)

(注)1.株式会社セプテーニ・ホールディングスは、有価証券報告書を提出しております。

2.当社との間に重要な取引関係はありません。

3.当社は、平成23年10月1日を効力発生日としてエフルート株式会社を吸収合併したことに伴い、当社の普通株式16,062株を新たに発行しております。また、第20期(平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)より、エフルート株式会社の100%子会社2社を連結の範囲に取り込んでおります。以上の結果を踏まえた本報告書提出日現在における関係会社の状況は、以下の通りでございます。

(本報告書提出日現在)

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社セプテーニ・ホールディングス (注)4	東京都新宿区	2,007,848	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有) 52.68	役員兼任あり(3名)
(子会社) エフルートレックス株式会社	東京都中野区	10,000	ソーシャルゲーム事業	(所有) 100	役員の兼任あり(1名) 資金援助あり 当社が経営管理に関する業務を受託
(子会社) エフルート・モバイル・テクノロジー株式会社	東京都中野区	20,000	海外キャリアに対する検索エンジン等の提供	(所有) 100	役員の兼任あり(1名) 資金援助あり 当社が経営管理に関する業務を受託

4.上記記載の株式会社セプテーニ・ホールディングスの議決権所有割合については、本報告書提出現在において当社が算出したものであり、株主名簿管理人が作成した株主名簿に基づくものではありません。また、当社が保有する自己株式(230株)を控除して計算しております。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

(平成23年9月30日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38(12)	28.1	3.0	4,150

(注)1.従業員数は就業人員であります。派遣社員及び契約社員を含んでおりません。

2.平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3.従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、アジアを中心とした新興国における需要増加などにより、一部では回復の兆しは見えるものの、継続する個人消費の低迷、東日本大震災による生産活動の低下、欧州の財政問題等による急激な円相場の変動等により、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社の主要事業領域であるモバイルインターネットに関しては、平成23年9月末現在における日本国内の携帯電話契約者数は1億2,312万契約に達しており（出所：社団法人電気通信事業者協会）、また、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムの発表によると、平成22年のモバイルコンテンツ市場の市場規模は前年比117%の6,465億円、スマートフォン上でのモバイルコンテンツ市場は前年比351%の123億円となっており、引き続き市場は拡大傾向にあります。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」といいます。）が平成22年12月より、受信時最大75Mbps（一定の条件あり）の高速通信によるデータ通信サービス「Xi」（クロッシィ）(R)の提供を開始する等、更なる高速通信の整備が進み、よりリッチコンテンツを身近に楽しめる環境が整っていくものと想定されます。

モバイル端末においても、iPhone及びAndroid OS搭載端末に代表されるスマートフォンの利用者が急増しており、平成23年度におけるスマートフォンの出荷台数予測は1,986万台（総出荷台数の49.0%）、続く平成24年度には2,367万台となって、総出荷台数の60.1%をスマートフォンが占めると想定されております（株式会社MM総研予測）。また、iPadに代表されるタブレット端末も複数のメーカーから発売され、モバイルコンテンツの新たな市場となりつつあります。

このような事業環境の下、当事業年度においては、既存の携帯電話向けコンテンツ事業において培ってきたコンテンツの企画・開発力を活かし、スマートフォン向けコンテンツの開発・販売、プロモーションを含めた継続的な収益基盤の確立・強化に取り組んで参りました。スマートフォン向けアプリの投入を積極的に進めたことにより、当事業年度においてスマートフォン向けに提供したアプリ数は、平成23年9月末時点で411アプリとなり、平成22年9月末時点の4アプリと比較して、大幅に増加いたしました。

中でも注力をしている電子書籍アプリでは、当事業年度を通じて積極的に作品の投入を進め、当事業年度において43万件を超えるダウンロードを達成し、累計16タイトルがApp Storeブックランキングでセールス1位を獲得する等、販売は順調に推移いたしました。また、販売するプラットフォームについても、「App Store」に加えて、「Android Market」、「BookLive!」、「ソフトバンク ブックストア」、「Ameba AppMarket」、「Kindle Store」等、多くのプラットフォームで販売を行い、販売数の拡大に努めました。また、既存の携帯電話向けに提供していた教育系コンテンツのノウハウを活かし、iPhone向け英語学習アプリ「必勝！TOEIC（R）トレーニング」の提供を開始する等、電子書籍以外のアプリの提供にも努めて参りました。

これらの取り組みを行ったものの、当事業年度における年間課金数は、同業他社との競争激化やゲームアプリ販売が当社の予想販売数を大幅に下回ったことなどにより、目標である360万件に対して結果は350.7万件となり、達成率97.4%と未達になりました。加えて、粗利率の高いコンテンツ販売からスマートフォン向けコンテンツの販売にシフトしたことにより、利益率が低下いたしました。

また、事業の整理統合を進めた結果、コンテンツの権利獲得のために支払った長期前払費用等のうち当初想定ほどの売上が見込めないものに関して、特別損失として減損損失16,032千円を計上いたしました。

そして当社は、今後の更なる業容拡大と企業競争力強化、さらには企業価値の飛躍的な向上を果たすため、平成23年6月16日開催の取締役会において、平成23年10月1日を合併期日として、エフルート株式会社（以下、「エフルート」といいます。）と合併契約を締結し、当社が有する「コンテンツの開発及び権利許諾ノウハウ」と、エフルートが有する「マーケティング力、及び検索や広告ネットワークなどの情報流通チャネル」を組み合わせることによって、コンテンツ集客力向上や収益力向上などのシナジー効果を生み出すことで、業容拡大と企業競争力の強化を目指していくことを決定いたしました。そして、合併の効果促進及び業務の統合・効率化を図るため、平成23年10月にオフィスを統合したことにより、特別損失として本社移転費用引当金繰入額15,772千円及び固定資産の減損損失20,341千円を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,231,161千円（前年同期比8.3%減）、営業利益は11,472千円（前年同期比68.5%減）、経常利益は4,850千円（前年同期比82.8%減）、当期純損失は32,252千円（前年同期は56,986千円の当期純損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます）は、前事業年度末に比べ、94,839千円減少し、767,459千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は126,341千円（前年同期は46,573千円の獲得）となりました。主な収入要因は、前払費用の減少による25,685千円、仕入債務の増加46,692千円、減損損失による36,373千円及び減価償却費並びにのれん償却費を合わせた45,148千円であり、主な支出要因は、税引前当期純損失の計上による29,962千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は10,220千円（前年同期は5,148千円の獲得）となりました。主な収入要因は保険積立金の解約による収入12,123千円であり、主な支出要因は、固定資産の取得による支出1,008千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は231,401千円（前年同期は87,845千円の獲得）となりました。主な収入要因は、ストックオプションの行使に伴う自己株式の処分による収入18,205千円であり、主な支出要因は、短期借入金の返済による支出150,000千円及び長期借入金の返済による支出99,600千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社は、モバイルコンテンツの企画・制作・配信を主体とする会社であり、生産設備を保有しておりません。したがって、生産実績は記載しておりません。

また、当社は受注生産を行っていないため、受注状況の記載はしておりません。

(2) 販売実績

当社はコンテンツ事業のみの単一セグメントであり、当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	前年同期比(%)
コンテンツ事業(千円)	1,231,161	91.7
合計(千円)	1,231,161	91.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	前事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)		当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	432,384	32.2	372,280	30.2
KDDI株式会社	324,391	24.2	285,394	23.2
ソフトバンクモバイル株式会社	348,597	26.0	250,524	20.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社の主な事業ドメインであるモバイルインターネット市場は今後も成長していくものと思われませんが、同時に競争も激化しております。このような環境の下、本報告書提出日現在において、当社が今後も持続的な成長と企業価値向上を図っていくために対処すべき課題は以下のとおりです。

(注) 当社は、平成23年10月1日を効力発生日としてエフルート株式会社を吸収合併したことに伴い、第20期(平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)より同社の100%子会社2社を連結の範囲に取り込んでおりますため、当該子会社等を含めた企業集団(以下、「当社グループ」といいます。)の対処すべき課題として記載いたします。

(1) 収益基盤の強化

当社グループは、「インターネットを通じてより豊かな社会の実現を」という経営理念のもと、収益基盤の強化及び生産性の高い事業体制の構築が重要な経営課題であると認識しております。そのため、コンテンツ事業及びソーシャルゲーム事業における提供コンテンツの計数数値の分析とフィードバック、広告事業における広告ネットワークの拡大及び広告主向けサービスの拡充、資金・社内リソースの適切な配分、事業の選択と集中による生産性の向上、費用対効果を追求したPR戦略の立案と実行を継続し、収益基盤を強化していく方針であります。

(2) 市場及び顧客ニーズへの対応

昨今のモバイルインターネット市場においては、新たな技術や端末が短い期間で誕生しており、当該技術・端末に適合した新たなサービスが次々と生まれております。また、ユーザーや顧客の嗜好・流行等も変化しやすく、サービスが早期に陳腐化する危険を有しております。当社グループは、常に市場や競合会社・サービスをマクロ・ミクロ両面の観点から客観的に分析し、市場及び顧客のニーズに適合したサービスを開発・提供して、競争力の維持・強化に努めて参ります。

(3) 合併効果の早期創出

当社は、平成23年10月1日付でエフルート株式会社と合併をいたしました。不要な組織の統合及び適正な組織の決定・人材配置を進めて組織体制を強化し、早期の合併効果の創出を図ります。

(4) 人材の確保と育成

品質の高いサービスを提供し続けるために、当社グループでは優秀な人材を確保するよう努めておりますが、一方で従業員数の増加は人件費を押し上げ、経営を圧迫する要因になります。したがって、事業規模の拡大、成長スピードに合わせた適正な人数で最大の効果をあげるべく、綿密な人員計画の策定、柔軟な雇用形態の実現及び人事制度の刷新等に取り組んでおります。さらに、従業員の能力向上のため教育カリキュラムの充実を推進いたします。人材を育成することにより、組織体制の強化と、サービスのクオリティ向上を目指して参ります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。

また、必ずしもそのようなリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本報告書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本報告書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 市場の動向について

当社グループは、モバイルインターネットを事業領域としているため、携帯電話やスマートフォン等のモバイル機器のさらなる利用用途及び機能の拡張が成長のための基本的な条件と考えております。社団法人電気通信事業者協会発表の事業者別契約数によれば、平成23年9月末現在の国内携帯電話加入者数は約1億2,312万人であり、この1年で772万人増加しました。そのうち第3世代携帯電話の契約者が占める割合は99.3%で、平成22年9月末の割合が98.1%だったことから、着実に増加を続けております。

またスマートフォン市場は、平成22年度の出荷台数が855万台に達し前年比3.7倍となり、平成23年度では更に拡大し1,986万台、平成26年度には2,896万台と引き続き規模が拡大していくことが予測されております。(株式会社MM総研予測)。

しかしながら、携帯電話及びスマートフォンの新規契約数が頭打ちになった場合には、今後の市場成長が阻害される可能性があります。

また、モバイルインターネット市場は変化が激しく、市場の将来性は不透明な部分があります。携帯電話やスマートフォン等のモバイル機器に関する何らかの弊害の発生や利用に関する新たな法的規制の導入、通信キャリアや端末メーカーの経営方針の変更、その他予期せぬ要因によって、今後の市場成長が阻害されるような状況が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

	平成21年9月		平成22年9月		平成23年9月	
	件数(千件)	増加率	件数(千件)	増加率	件数(千件)	増加率
携帯電話契約数	109,633	4.6%	115,400	5.3%	123,129	6.7%
内、第3世代携帯電話契約数	104,342	11.0%	113,260	8.6%	122,285	8.0%

(出所：社団法人電気通信事業者協会)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年 (予測)	平成24年 (予測)
国内スマートフォン出荷実績	1,360千台	1,945千台	8,550千台	19,860千台	23,670千台
前年比	141.7%	143.0%	439.6%	232.3%	119.2%

(出所：株式会社MM総研)

(2) コンテンツ事業及びソーシャルゲーム事業について

競合について

当社グループは、複数の有料コンテンツを配信しておりますが、当社グループが属するモバイルコンテンツ市場には、多数の競合会社が存在しており、また、今後同様の有料コンテンツを配信する有力な競合他社が出てくる可能性があります。当社グループは積極的にオリジナルコンテンツの充実などによりユーザー満足度を高め課金収益の増加を目指してまいりますが、魅力的且つ有益なサービスを提供できない場合には、競合他社との競争激化による課金数の減少等により、当社グループの事業及び業績に影響を受ける可能性があります。また、ユーザーニーズの多様化や変化に適切に対応出来なくなった場合には、当社の提供するサービスの陳腐化を招き、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

通信キャリアへの依存について

当社グループは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」といいます。)のiモード、KDDI株式会社(以下、「KDDI」といいます。)のEZweb、ソフトバンクモバイル株式会社のYahoo!ケータイを通じて、エンドユーザーにコンテンツを配信しておりますが、各通信キャリアとの契約に基づき、コンテンツを配信し、各通信キャリアの情報料回収代行サービスを利用して、エンドユーザーから情報料を回収しております。そのため、各通信キャリアのサーバーが作動しなくなったり、ハードウェア、ソフトウェアの欠陥等が原因となり、正

常なコンテンツの配信、情報料の回収代行が行われなかった場合、及び各通信キャリアの経営方針の変更、事業環境の動向によっては、当社グループの事業及び業績が影響を受ける可能性があります。また、何らかの理由により各通信キャリアとの契約における解約条項に抵触するような事態となった場合等には、各通信キャリアよりコンテンツ提供に関する契約の解除がなされる可能性があります。

プラットフォームへのコンテンツ提供について

当社グループは、業容を拡大するべく、大手SNSや、Apple Inc.が運営するApp Store等、集客力のあるプラットフォームに参加してコンテンツの販売を行っております。当該プラットフォームの事業者による事業方針の変更があった場合、また、当社グループのコンテンツが当該事業者側の要件を十分に満たさない等の理由により、当社グループのコンテンツが不適切であると判断され、当該プラットフォームにおいてコンテンツの提供を継続できなくなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

特定コンテンツへの依存について

当社グループのコンテンツ事業においては、音楽、書籍、動画、占い等、多様なコンテンツをユーザーに提供しているものの、着うた®、着うたフル®、コミックなどの音楽系及び書籍系コンテンツのコンテンツ事業売上高に占める比率は40%を超えております。従って、競合他社との競争激化により、音楽系及び書籍系コンテンツが競争力を失った場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

債権回収不能額について

当社グループでは、コンテンツ事業の情報料の回収を各通信キャリアに委託しております。このうち、NTTドコモ及びKDDIとは、料金の回収代行に関する契約により、情報料回収事業者の責任に抛らず情報料を回収できない場合には、当社へ情報料の回収が不能であると通知し、その時点で回収事業者の当社に対する情報料回収代行義務は免除されることとなっております。

NTTドコモ及びKDDIの回収代行が終了した場合には、料金未納者に対して情報料を直接請求することが出来ます。1件当たりの未回収情報料が数千円から数万円など高額になるユーザーに対しては、弁護士又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務省から兼業許可を得ている債権回収業者と業務委託契約を締結し、未回収情報料の請求を行っております。これにより、情報料の未回収による業績悪化リスクを軽減することが出来ると考えております。しかしながら、当該情報料の回収によりすべての未回収金額について回収することは困難であり、今後このような未回収情報料が増加した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、新たなプラットフォームを利用して販売した場合、クレジットカード会社を経由した決済が多用されること、当該クレジットカード会社に信用不安等が生じた結果、課金収益の未回収が発生し、当社グループの業績に影響を与える影響があります。

権利保有者との契約について

当社グループは、外部の権利保有者から権利許諾を受けてサイトの運営やコンテンツの配信を行っておりますが、現在、権利許諾を受けている権利保有者から、今後、権利許諾を受けられない事態が生じた場合、又は、新規に権利保有者からの権利許諾が得られない場合には、当該サイトの運営及びコンテンツの配信に支障をきたし、当社グループの事業及び業績が影響を受ける可能性があります。また、有力なコンテンツを獲得するために、権利保有者に対して印税の前払いを行い権利許諾を得る場合があります。ただし、権利獲得をするために前払いしたものの想定されたほどの印税相当分の収入がなかった場合、当該長期前払費用の減損処理等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

広告戦略について

現在、モバイルインターネット業界においては、メニューサービスを通じて運営するモバイルサイト以外の一般サイトと呼ばれるモバイルサイトが台頭しており、ユーザーはメニューサービスからだけでなく、一般サイトを通じて当社グループが運営するサイトへ訪問してまいります。また、リスティング広告やSEO対策等、多様な広告手法を検討する必要があります。これらの外部環境は変化を繰り返していくため、広告の出稿形態を常に検証していかなければなりません。しかしながら、当社の広告戦略通りにコンテンツの販売が増進されない場合、広告により獲得した月額会員が当社の想定通りに継続しない場合、及び成果報酬型広告における獲得競争の激化等により、広告コストの上昇が起こった場合等には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

コンテンツにおける表現性の健全性確保について

当社グループの提供するコンテンツの一部には、グラビアコンテンツ等性的表現を含むものがあるため、当社グループではコンテンツの制作及び配信等において、当社独自の性的表現に関する基準を設定し、提供コンテンツの健全性確保に努めております。しかしながら、性的表現に関する法的規制や法解釈、通信キャリアやプラットフォーム事業者等の設ける基準等は、社会情勢等により変化する可能性があるため、法的規制の強化や、通信キャリア等の基準の変更等により、当該コンテンツの提供を継続できなくなった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与え

る可能性があります。

(3) 広告事業について

競合について

当社グループが行っている広告事業は、複数の競合会社があり、新規参入も含め、今後はより競争が激化する可能性があります。当社グループは今後もより広告主や媒体運営者の利便性を重視し、競争力の維持向上に努めてまいりますが、競合他社に対して当社グループが有力と考える媒体を取扱える等の優位性を確立できる保証はなく、競合の結果、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

広告媒体との関係について

モバイルインターネット広告市場は拡大傾向にあり、今後も市場は拡大していくものと想定されます。しかしながら、企業の広告活動は景気動向の影響を受けやすいものであり、今後もテレビ、新聞、雑誌等、既存広告媒体との競合が継続していくと考えられ、常に当社グループが有力と考える広告媒体を取扱える保証はありません。今後何らかの理由により有力な媒体を継続して取り扱えなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

新しい広告手法について

当社グループは、リスティング広告、行動ターゲティング広告等、多様な広告手法に迅速に対応し、サービスを提供しております。しかしながら、今後独創的な広告手法が考案され、その変化に対応するための技術開発に多大な費用が生じたり、又は技術変化への対応が遅れることによって、当社グループの提供する広告サービスが陳腐化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

サービスの信頼性について

当社グループでは、広告サービスの信頼性確保のために、広告媒体の成果報酬の不正請求について、厳正に対応しております。規約を設けて参加手続面での管理を実施しているほか、その後も必要に応じ広告媒体に関する調査を定期的に行うことで不正請求を排除し、サービスの信頼性向上に努めております。しかしながら、予期せぬ要因によりこれらの対応に不備が生じ、広告主からクレームを受けた場合は当社の信用が低下し、損害賠償を請求された場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 組織体制について

経営者への依存について

当社の前代表取締役である小林靖弘氏は、当社の上位株主であるとともに、経営方針や戦略の決定を始め、当社の事業運営全般にわたり大きく関与しておりましたが、平成23年9月30日付をもって当社代表取締役及び取締役を退任いたしました。そして当社は、平成23年10月1日付のエフルート株式会社との合併に伴い、同社代表取締役社長であった尾下順治氏を代表取締役に選定しております。同氏は、エフルート株式会社においてモバイル広告事業及びモバイルコンテンツ事業の成長拡大、さらに、昨今ではソーシャルゲーム事業や海外事業の立ち上げを推進するなど、事業環境の変化に応じて経営手腕を発揮し、同社の収益拡大に大きく貢献してきており、今後も当社グループの経営方針や戦略の決定を始め、事業運営全般にわたり大きく関与いたします。

このため当社グループでは、各事業担当者との情報共有、並びに権限委譲を進めること等により経営リスクの軽減に努めておりますが、何らかの理由で同氏に不測の事態が生じた場合、又は退任するするような事態が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

人材の確保及び育成について

当社グループにおいて優秀な人材の確保、育成及び定着は重要課題であり、事業戦略に基づく採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、人材の確保、育成及び定着に取り組んでおります。しかしながら、採用活動や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、適正な人材配置が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 合併について

当社は、平成23年10月1日付でエフルートと合併をしております。合併にあたり、適切な法務及び財務に関する調査を行い、重大なリスクは無いものと認識しておりますが、通常の調査では明らかに出来なかつたリスクが表出した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、合併後の組織について、不要な組織の統合及び適正な組織の決定・人材配置を行い、合併効果の創出を図りますが、組織等の統合が想定より遅れた場合、管理費の増加により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) のれんについて

当社グループは、平成23年10月1日付のエフルート株式会社との合併に伴い、「のれん」を計上いたします。こののれんにつきましては、その効果の発現する期間を合理的に見積って定めた期間、均等償却することとしております。しかしながら、経営環境や事業の状況の著しい変化等により当社グループの収益性が低下した場合には、のれんの減損損失の発生により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 国際展開について

当社グループは中長期的視点から、海外におけるモバイルインターネット市場が爆発的に拡大するものと想定しております。その先鞭をつけるべく、100%子会社エフルート・モバイル・テクノロジー株式会社が有する海外向けビジネスのノウハウを活かし、主にアジアを中心とした海外キャリア向けに検索エンジン等の提供を推進しております。グローバルな事業展開を行っていく上で、各国の法令、制度・規制、政治・社会情勢、為替等を始めとした潜在的リスクに対処できないこと等により、事業が想定通りに進捗しない又は事業を推進していくことが困難となった場合に、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 技術革新について

当社グループが展開する事業は、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づくサービスの導入が相次いでいる非常に変化の激しい業界に属しております。当社グループは、これらの変化に対応するため、優秀な技術者の確保、新しい技術の探求や採用等、必要な対応を行っております。しかしながら、何らかの要因により変化への適切な対応に支障が生じた場合には、当社グループの業界における競争力が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) システム障害について

当社グループは、パソコンやコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークシステムに全面的に依存しており、自然災害や事故等、電力供給の停止等の予測不可能な様々な要因によって通信ネットワークの切断やコンピュータシステムのダウンが生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を受ける可能性があります。また、当社グループのコンピュータシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータウイルスやハッカーの攻撃等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業及び業績が影響を受ける可能性があります。

(10) 法的規制等について

当社グループの事業は、様々な法的規制の対象となっており、各法規法令には違反した場合の罰則規定等が定められております。当社グループでは、常に法令順守を意識した事業活動を行っており、現時点では各々の罰則規定等に抵触していないものと認識しております。しかしながら、今後の法改正次第では、何らかの法的規制を受けたり、対応措置をとる必要性が生じたりする可能性があります。また、当社グループの事業活動に関連して、新たな法令施行により何らかの法的規制を受けることとなった場合には、事業活動が制限され、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 知的財産について

当社グループが日常的な事業活動を行う過程において使用しているソフトウェア及びシステム並びにコンテンツは、第三者の知的財産権を侵害するものではないものと認識しておりますが、不測の事態あるいは何らかの不備により、当社グループが保有する又は使用許諾を得ているもの以外の知的財産権を侵害する可能性があります。かかる場合には、当社グループが第三者の知的財産を侵害することによる損害賠償請求もしくは使用差止め請求等の訴えを起こされる可能性又は当該知的財産権に関する対価の支払い等が発生する可能性があります。また、当社グループのシステム開発においては、オープンソースソフトウェアを活用しておりますが、オープンソフトウェアに関するライセンスの有り方等については、多様な議論があるところであり、予測できない理由等によりオープンソースソフトウェアの利用に制約が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(12) 個人情報の管理について

当社グループでは、推進する事業の性質上、個人情報を取り扱っており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱事業者該当いたします。個人情報の取り扱いにつきましては、既に認証を受けている情報セキュリティマネジメントシステムの一環として、「個人情報の保護に関する法律」に沿った対応をとり、社内ルール化と共に社内体制を整備しております。しかしながら、当社グループが保有する個人情報等につき、何らかの要因で個人情報の漏洩があった場合には、適切な対応を行うための相当なコスト負担、当社グループへの損害賠償請求、信用の低下等によって、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(13) 訴訟に関するリスクについて

当社グループは、これまでに事業に関連した訴訟は発生しておりません。しかしながら、訴訟を受ける原因は想定

できない様々な要素があります。したがって、将来において訴訟が発生する可能性は否定できず、その場合には訴訟内容や賠償金額によって、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(14) コンプライアンスについて

当社グループは、役職員に法令・定款・社内規程・行動規範、社会倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンス委員会を組織し、役職員への啓蒙・教育を実施しております。しかしながら、万が一法令等に抵触する事態が生じた場合には、信用低下を招き、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(15) 親会社との関係について

セプテーニグループにおける位置付けについて

当社は、親会社である株式会社セプテーニ・ホールディングスを中心としたセプテーニグループに属しております。当該グループは、本報告書提出日現在、連結子会社16社（1組合含む）と持分法適用会社3社で構成されており、ネット広告事業、テクノロジー事業、コンテンツ事業、DM事業、その他の事業によって構成されております。

当社グループはコンテンツ事業セグメントに属しており、セプテーニグループ内におけるモバイルコンテンツ事業の中核を担っております。しかしながら、今後、同グループの経営方針に変更があった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

セプテーニグループとの取引について

平成23年9月期におけるセプテーニグループとの取引は、モバイルWebページのコンサルティング売上1,800千円、制作原価として、広告枠の仕入れ等3,750千円、その他の営業取引として3,490千円、営業取引以外の取引が401千円あります。

なお、当社グループとセプテーニグループ間における取引条件及び条件の決定方針等は、市場価格を参考としており、何らグループ外の取引と変わるものではなく、当社グループの独立性を阻害する取引ではございません。

セプテーニグループとの人的関係について

本報告書提出日現在、当社役員8名（取締役5名、監査役3名）のうち、3名が当社グループの親会社である株式会社セプテーニ・ホールディングスの役員を兼ねております。該当役員の氏名等は、以下のとおりであります。

当社における役職	役員名	親会社における役職	兼任理由	影響など
取締役（非常勤）	七村 守	代表取締役会長	豊富な企業経営に関する経験・見識を有しており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけのものと判断し、招聘したものであります	当社においては非常勤であり、当社の経営執行に与える影響は限定的であると認識しております
取締役（非常勤）	上野 勇	専務取締役	人事・労務・総務に関する幅広い経験に基づき、経営管理に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営管理体制の強化に資するものと判断し、招聘したものであります	当社においては非常勤であり、当社の経営執行に与える影響は限定的であると認識しております

当社における 役職	役員名	親会社における 役職	兼任理由	影響など
監査役 (非常勤)	柳 克久	常勤監査役	グループ監査・監督を厳正に行い、当社のコーポレートガバナンス強化に資すると判断し、招聘したものであります	監査役会の監査方針に従い、監査業務を実施しており、今後も監査業務の執行について問題はないと認識しております

セプテーニグループからの従業員の受け入れについて
 本報告書提出日現在、セプテーニグループより3名の転籍を受け入れております。これは、当社グループがグループ内におけるモバイルコンテンツ事業の中核を占めていることから、セプテーニグループ及び当社グループの戦略に基づき、ソーシャルゲームの技術者等を受け入れたものであります。

セプテーニグループからの影響力について
 当社グループの意思決定において株式会社セプテーニ・ホールディングスの承諾は形式的にも実質的にも、その要件とされておりません。当社グループにおける重要な意思決定は、取締役会規程及び善管注意義務を遵守する取締役の合議制により為されており、親会社に左右されることなく、独立して意思決定を行っているものと認識しております。

また、監査役3名が取締役会に出席するとともに、常勤監査役1名が社内に常勤し、取締役の意思決定過程を適時監査しており、独立性を担保しております。

当社グループにおいては、内部統制システム構築の基本方針を明確に定めており、当該基本方針に従って取締役の職務執行及び監査役監査を適正に行うことにより、親会社からの独立性を担保する体制を維持・向上し続けております。

しかしながら、同社は本報告書提出日現在、当社議決権の52.68%を所有しており、同社の経営方針に変更があった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 主要な移動体通信事業者との契約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	iモード情報サービス提供者契約書	当社が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモにコンテンツを提供するための基本契約。	平成13年2月1日から平成13年3月31日まで (以降1年間毎自動更新)
	iモード情報サービスに関する料金収納代行契約書	当社が提供するコンテンツの情報料を、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約。	iモード開始日から平成13年3月31日まで (以降1年間毎自動更新)
KDDI株式会社	EZwebディレクトリ設定・登録サービス利用規約	当社がKDDI株式会社にコンテンツ提供するための規約。	契約の当事者間で90日以上前に相手方に書面で通知することにより解約可能
	EZweb情報料回収代行サービス利用規約	当社が提供するコンテンツの情報料を、KDDI株式会社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする規約。	契約の当事者間で90日以上前に相手方に書面で通知することにより解約可能
	まとめてau支払い利用規約	当社が提供するコンテンツの情報料を、KDDI株式会社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする規約。	契約の当事者間で90日以上前に相手方に書面で通知することにより解約可能
ジェイフォン株式会社(注)1	コンテンツ提供に関する基本契約	当社が、ジェイフォン株式会社にコンテンツを提供するための基本契約。	平成14年6月12日から平成15年3月31日まで (以降1年間毎自動更新)
	債権譲渡契約書	当社が提供するコンテンツの情報料を、ジェイフォン株式会社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約。	コンテンツ提供に関する基本契約と同一期間

- (注) 1. ジェイフォン株式会社は、平成15年10月1日付でボーダフォン株式会社に商号変更しております。また、平成18年10月1日付でボーダフォン株式会社は、ソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。
2. 当初の契約期間が満了している契約についても、自動延長規定の適用により、現在も契約の効力は存続しております。
3. 上記契約の契約者はすべて当社であります。

(2) 組織再編に伴う契約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	備考
エフルート株式会社(注)	合併契約書	平成23年10月1日を合併効力発生日として、当社を存続会社、エフルート株式会社を消滅会社とする、吸収合併契約。	平成23年6月16日付締結
	合併に関する覚書	合併契約において協議事項となっていた事項を確定させ、また、合併契約の内容を一部変更する覚書。	平成23年8月16日付締結

(注) 合併の詳細は、本報告書「第5 経理の状況 注記事項 重要な後発事象」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

該当する事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本報告書提出日において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、決算日における財政状態、報告期間における経営成績に影響を与える見積り及び予測を行っております。

当該見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に関して情報収集を行い、見積り金額を計算しておりますが、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当事業年度末における流動資産の主な内訳は、現金及び預金767,459千円、売掛金233,818千円、前払費用10,019千円であります。当事業年度末における流動資産の残高は、前年同期比11.7%減の1,017,357千円となりました。主な減少要因は、借入の返済等に伴い現金及び預金が減少したためであります。

固定資産

当事業年度末における固定資産の主な内訳は、有形固定資産4,563千円、無形固定資産65,398千円、投資その他の資産78,776千円であります。当事業年度末における固定資産の残高は、前年同期比42.8%減の148,738千円となりました。

主な減少要因は、本社移転に伴う有形固定資産の減損損失の計上、長期前払費用等の減損損失の計上、のれんの償却及び敷金及び保証金の回収により減少したためであります。

流動負債

当事業年度末における流動負債の主な内訳は、買掛金138,276千円、短期借入金155,000千円、1年内返済予定の長期借入金26,100千円等であります。当事業年度末における流動負債の残高は、前年同期比36.0%減の361,166千円となりました。

主な減少要因は、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済を実施したためであります。

純資産

当事業年度末における株主資本の内訳は、資本金563,900千円、資本剰余金623,205千円及び利益剰余金がマイナス376,062千円となりました。当事業年度末における純資産の残高は、前年同期比1.9%減の804,928千円となりました。

主な減少要因は、当期純損失を計上したためであります。

(3) 経営成績の分析

当事業年度の売上高は1,231,161千円（前年同期比8.3%減）であり、前事業年度に比べて減少した主な要因は、既存会員の退会などにより課金数が減少したためであります。

販売費及び一般管理費は、425,218千円であり、主な内容としましてはコンテンツ事業における会員獲得のための広告宣伝費などの販売費39,082千円、給与手当や地代家賃などの一般管理費386,135千円であります。この結果、営業利益は11,472千円となりました。

経常利益は、4,850千円であり、主な要因としましては支払利息、株式上場関連費及び合併関連費用などにより営業外費用が8,136千円発生したためであります。

当期純損失は、貸倒引当金戻入額や新株予約権戻入益等により特別利益19,841千円を計上したものの、減損損失36,373千円、本社移転に伴い発生が見込まれる費用に備えるための引当金の繰入額15,772千円などによる特別損失54,654千円を計上したことにより、32,252千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

重要な設備投資等はありません。

なお、当事業年度において当社は、本社移転（平成23年10月実施）に伴い使用が見込まれない固定資産の帳簿価額全額を減損損失（20,341千円）として特別損失に計上しております。

2【主要な設備の状況】

平成23年9月30日現在

事業所名 (所在地)	事業部門別の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	全社	本社設備	-	4,563	6,098	73,382	84,044	38 (12)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、敷金であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社オフィスの建物は賃借しております。

3. 現在休止中の設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000
計	200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年12月16日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	28,877	44,939	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制 度を採用してお りません。
計	28,877	44,939	-	-

(注) 1. 平成23年10月1日付のエフルート株式会社との合併により、普通株式16,062株を新たに発行し、割当交付して
 おります。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により
 発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。
 平成17年9月20日発行の第1回新株予約権(平成17年7月5日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	83(注)3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整
 は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整に
 よる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸
 収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式
 数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成17年9月20日発行の第2回新株予約権（平成17年7月5日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	- (注) 3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	- (注) 1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成18年4月17日発行の第4回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成23年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成23年11月30日）
新株予約権の数（個）	15（注）3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2．新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4．新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権の相続は認めない。

(3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成18年4月17日発行の第6回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	10(注)3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。
 - (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権の相続は認めない。
 - (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成19年1月16日発行の第7回新株予約権（平成18年12月15日定時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月17日から 平成25年12月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価(但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員の内いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位もなくなつた場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

8. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする
- (9) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (10) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年1月19日発行の第10回新株予約権（平成20年12月17日定時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成23年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成23年11月30日）
新株予約権の数（個）	-（注）3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	-（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	55,500（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月18日から 平成23年12月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 55,500 資本組入額 27,750	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8	同左

（注）1．新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2．割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 上記（1）及び（2）のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4．新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位もなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 7. 新株予約権の取得条項
 - (1) 権利行使をすることができる期間の開始日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（但し、当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）が、行使価額に80%を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を下回った場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
 8. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 9. 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年12月18日 (注)1	150	22,768	15,000	140,000	15,000	184,921
平成20年3月17日 (注)2	5,000	27,768	391,000	531,000	391,000	575,921
平成19年10月1日～ 平成20年9月30日 (注)3	1,109	28,877	32,900	563,900	32,900	608,821
平成21年1月31日 (注)4	-	28,877	-	563,900	460,000	148,821

(注)1. 有償第三者割当増資による増加であります。

割当者 株式会社アサツーディ・ケイ

一株当たり発行価格 200,000円、一株当たり資本組入額 100,000円

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 170,000円

引受価額 156,400円

資本組入額 78,200円

払込金総額 782,000千円

3. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

4. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

5. 平成23年10月1日付のエフルート株式会社との合併(合併比率1:0.0057)により、発行済株式総数が16,062株増加しております。資本金及び資本準備金については増減ありません。

(6) 【所有者別状況】

平成23年9月30日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	14	14	8	2	1,657	1,697	-
所有株式数(株)	-	125	827	16,681	205	12	11,027	28,877	-
所有株式数の割合 (%)	-	0.43	2.86	57.77	0.71	0.04	38.19	100.00	-

(注)1. 当社は単元株式制度を導入しておりません。

2. 自己株式230株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社セブテーニ・ホールディングス	東京都新宿区大京町24番地	16,315	56.49
小林 靖弘	東京都世田谷区	2,193	7.59
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	350	1.21
株式会社アサツディ・ケイ	東京都中央区築地一丁目13番1号	300	1.03
アクセルマーク株式会社 (自己株式)	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号	230	0.79
峯岸 幸久	東京都大田区	212	0.73
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号	168	0.58
田島 満	東京都港区	160	0.55
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	140	0.48
菅尾 貢	広島県安芸郡	111	0.38
計	-	20,179	69.88

(注) 前事業年度末において主要株主であった小林靖弘氏は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 230	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,647	28,647	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	28,877	-	-
総株主の議決権	-	28,647	-

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄の普通株式は、自社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) アクセルマーク株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号	230	-	230	0.79
計	-	230	-	230	0.79

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び監査役、当社従業員及び社外協力者に対して新株予約権を発行するものであります。

平成17年9月20日発行の第1回新株予約権(平成17年7月5日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名、当社従業員 23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失のため、提出日現在の株式の数は83株となっております。

平成17年9月20日発行の第2回新株予約権(平成17年7月5日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成18年4月17日発行の第4回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年3月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、当社従業員 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失のため、提出日現在の株式の数は15株となっております。

平成18年4月17日発行の第6回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年3月8日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年1月16日発行の第7回新株予約権（平成18年12月15日定時株主総会決議）

決議年月日	平成18年12月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名、当社従業員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失のため、提出日現在の株式の数は5株となっております。

平成21年1月19日発行の第10回新株予約権（平成20年12月17日定時株主総会決議）

決議年月日	平成21年1月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、当社監査役 1名、当社従業員 46名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当社は、平成23年12月16日開催の取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して、平成24年1月15日を割当日（予定）し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。その内容は以下の通りであります。

なお、本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

平成24年1月15日発行予定の第11回新株予約権（平成23年12月16日取締役会決議）

決議年月日	平成23年12月16日（注）1
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名、当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
付与する新株予約権の個数	1,100個
新株予約権の行使時の払込金額(円)	（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成24年1月15日 至 平成29年1月14日
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金40,000円とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & 1 \\ \text{調整後行使価額} &= \text{調整前行使価額} \times \\ & \quad \text{分割・併合の比率} \end{aligned}$$

当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記1.及び2.のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- 3.() 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成24年9月期乃至平成26年9月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書における営業利益に、平成23年10月1日を効力発生日とするエフルート株式会社との合併並びに当該合併に伴うエフルートレックス株式会社及びエフルート・モバイル・テクノロジー株式会社の子会社化により生じたのれんに係るのれん償却額（但し、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。）を加算した額（以下「のれん償却前営業利益」という。）の累計額が5.5億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準（IFRSs）の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- () 上記()にかかわらず、本新株予約権者は、平成24年9月期ののれん償却前営業利益又は平成24年9月期乃至平成25年9月期ののれん償却前営業利益の累計額が5.5億円を超過した場合は、本新株予約権を行使することができる。
- () 新株予約権者は、割当日から3年間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）（但し、上記(2) に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、当該下回った日以降、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。但し、上記()又は()の条件を達成した場合は、以後、本()に定める条件は消滅するものとする。
- () 新株予約権者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合において、上記()乃至()の条件を充足するときは、喪失した日の翌日から30日間（以下「地位喪失後の権利行使期間」という。）に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。但し、任期満了による退任、定年退職、その他本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、地位喪失後の権利行使期間満了後も本新株予約権を行使することができるものとする。
- () その他の権利行使条件については、当社と新株予約権割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及び比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

当社は、平成23年12月16日開催の第19回定時株主総会において、現在の取締役報酬枠（年額2億円）の範囲内で、会社法第361条の規定に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対して中長期インセンティブ報酬として、ストックオプションとしての新株予約権を付与するための取締役報酬制度の改定を決議いたしました。当該報酬制度を導入する理由及びストックオプション（新株予約権）の概要は以下の通りです。

決議年月日	平成23年12月16日
付与対象者の区分及び人数	未定
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
付与する新株予約権の個数	各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の個数は2,000個を上限とする。
新株予約権の割当時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）3
新株予約権の行使期間	割当日の翌日から30年以内とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。
新株予約権の主な行使条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
その他	（注）5、6

（注）1．新株予約権の目的となる株式の数

当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株といえる。但し、当社が当社普通株式について、株式の分割又は併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

- 2．無償又はオプション評価モデルを用いて合理的に算出した新株予約権の公正価額（但し、新株予約権の割り当てを受けた取締役に対し当該公正価額に相当する金銭報酬を支給し、当該金銭報酬債権と払込債務を相殺する）のいずれかによるものとする。
- 3．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得並びに単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、上記のほか、割当日以降、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- 4．（ ）新株予約権者は、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において決定した日から行使することができる。
- （ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ ）に記載の資本金等増加限度額から上記（ ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は以下の通りとする。
- （ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記()に記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の行使)	330	8,771	-	-
保有自己株式数	230	-	230	-

3【配当政策】

当社は、事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、業績に応じた安定的な配当を行うことを利益配分に関する基本方針としております。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、配当の決定機関を取締役会としております。毎事業年度における配当の回数は、期末配当の年1回を基本方針として参りますが、必要に応じた配当数増加にも柔軟に対応できるよう、期末配当の他にも基準日を定めて配当を実施することができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、前事業年度において当期純損失を計上したことを踏まえ、内部留保の充実を図りつつ企業価値の向上を図るための適切な投資を行い、利益体質を構築する必要があると判断したことから、平成22年11月4日に無配の配当予想を発表しております。

当事業年度における取り組みといたしましては、積極的にスマートフォン向けコンテンツの投入を進め、また、エフルート株式会社との合併を当事業年度において決定し、企業価値向上の素地を構築しつつありますが、短期的には内部留保を充実させて財務体質を強化し、事業環境に適合した事業投資によって利益体質をより強固なものとする必要があると判断したことから、誠に遺憾ながら当初予想通り、当事業年度は無配とさせていただきます。

次期以降につきましては、利益体質を強固なものとして利益剰余金の早期回復に努め、中長期的な利益体質を構築できた段階での復配を予定しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
最高(円)	-	363,000	68,700	159,500	94,300
最低(円)	-	48,000	21,700	17,200	30,350

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

なお、平成20年3月18日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	51,500	53,900	63,500	53,600	47,950	41,000
最低(円)	42,000	44,200	43,750	45,150	32,350	30,350

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	尾下 順治	昭和49年10月28日生	平成18年2月 ビットレイティングス株式会社(平成19年6月にエフルート株式会社に社名変更)取締役 平成20年8月 同社代表取締役社長 平成22年2月 エフルートレックス株式会社代表取締役社長(現任) 平成22年2月 エフルート・モバイル・テクノロジー株式会社代表取締役社長(現任) 平成23年10月 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	2,103
取締役	管理部門担当	渡邊 祐也	昭和50年1月16日生	平成19年12月 当社入社 経営管理部マネジャー 平成21年11月 当社経営管理部長 平成21年12月 当社取締役経営管理部長 平成23年10月 当社取締役管理部門担当(現任)	(注)2	23
取締役	事業部門担当	梅澤 信哉	昭和53年6月22日生	平成14年4月 株式会社セプテーニ入社 平成18年10月 同社モバイル営業部部長 平成20年10月 同社執行役員モバイル本部長 平成21年10月 株式会社ミュージム代表取締役社長 平成23年10月 当社取締役事業部門担当(現任)	(注)2	22
取締役	-	七村 守	昭和30年1月21日生	平成3年4月 株式会社サブ・アンド・リミナル(現株式会社セプテーニ・ホールディングス)代表取締役社長 平成12年4月 当社取締役 平成18年10月 株式会社セプテーニ取締役(現任) 平成21年10月 当社取締役会長 平成21年12月 株式会社セプテーニ・ホールディングス代表取締役会長(現任) 平成23年10月 当社取締役(現任)	(注)2	-
取締役	-	上野 勇	昭和43年6月1日生	平成10年9月 株式会社サブ・アンド・リミナル(現株式会社セプテーニ・ホールディングス)入社 平成15年11月 同社執行役員人事総務部長 平成16年12月 同社取締役人事総務部長 平成17年12月 同社常務取締役 平成21年12月 同社専務取締役(現任) 平成23年10月 当社取締役(現任)	(注)2	-
常勤監査役	-	河辺 吉幸	昭和20年12月20日生	平成4年10月 兼松総合ファイナンス株式会社常務取締役経理部長 平成12年6月 兼松コンピューターシステム株式会社(現兼松コミュニケーションズ株式会社)常勤監査役 平成17年2月 同社監査室室長 平成17年7月 当社常勤監査役(現任) 平成21年4月 株式メディアグロウ監査役	(注)3	42
監査役	-	柳 克久	昭和15年11月22日生	平成10年6月 あさひカード株式会社(現りそなカード株式会社)取締役 平成12年6月 同社常勤監査役 平成14年12月 株式会社セプテーニ(現セプテーニ・ホールディングス)監査役 平成16年3月 当社監査役(現任) 平成17年12月 株式会社セプテーニ(現セプテーニ・ホールディングス)常勤監査役(現任) 平成18年10月 株式会社セプテーニ監査役(現任)	(注)3	-
監査役	-	長生 秀幸	昭和45年2月21日生	平成7年4月 株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング入社(現任) 平成10年6月 税理士登録 平成20年2月 当社監査役(現任) 平成20年12月 A G S 税理士法人社員(現任)	(注)4	-
計						2,190

- (注)1. 取締役七村守及び上野勇の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。監査役河辺吉幸、柳克久及び長生秀幸の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成23年12月16日開催の定時株主総会の終結の時から平成24年12月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成22年12月17日開催の定時株主総会の終結の時から平成26年12月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成23年12月16日開催の定時株主総会の終結の時から平成27年12月開催予定の定時株主総会終結の時まで

であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題と認識しております。株主やパートナー企業等全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体質を目指して企業価値増大に努めております。

(2) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

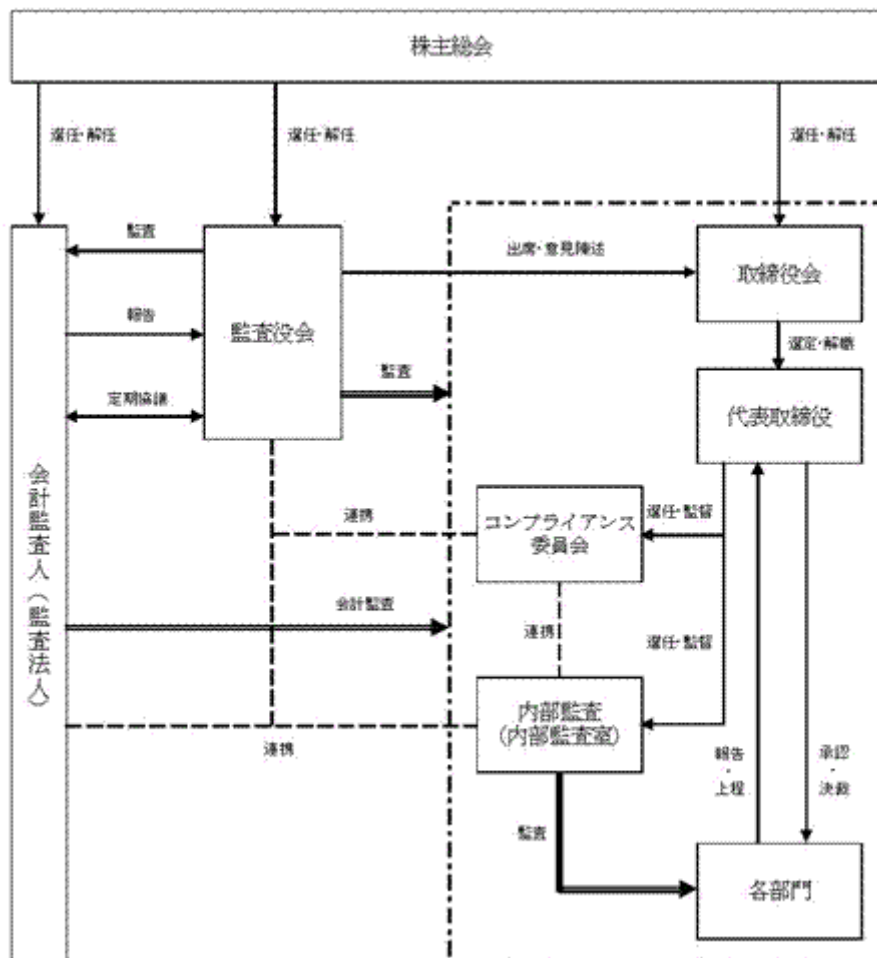
当社は会社機関として、会社法に規定する取締役会及び監査役会制度を採用しております。取締役会は代表取締役の業務執行の監督及び監視を行い、監査役会が取締役会の職務執行の監督について監査を行う体制となっております。

取締役会は、本報告書提出日現在、5名（うち、社外取締役2名）で構成され、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定する機関とし、原則として月1回開催しております。なお、本報告書提出日現在、社外取締役は2名となっております。

監査役会は、独立役員1名を含んだ監査役3名（全員、社外監査役）で構成され、経営の適法性・効率性について総合的にチェックする機関としており、監査役3名はともに、取締役会に出席して、意見を述べております。

監査役会では、監査方針の決定、会計監査人からの意見聴取、取締役等からの営業報告の聴取等を行い、その監査結果について意見を交換し、監査の実効性を高めております。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下の通りであります。



内部統制システムの整備状況

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」が制定され、業務全般における業務分掌規程及び職務権限規程が整備されており、当該規程の定めに基づき各職位が明確な権限と責任をもって業務を遂行しております。

そして、業務の適切な運営と内部統制のチェック機能の徹底を図るために、内部監査室は当社の内部統制上、重要な役割であると認識しております。この内部監査を行う部門としては社長による直接の指示のもと、内部監査室（担当1名）がその任に当たり、監査結果は直接社長に文書で報告されております。さらに被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指示を行い、その後は滞りなく改善状況を報告させることにより内部統制システムを強固なものに改善し、内部監査の実効性を担保しております。

また、金融商品取引法における「内部統制報告制度」への対応を徹底するため、会計監査人との連携の下、財務報告に係る適正な内部評価が行なえる体制を構築しております。当社は今後も同体制の維持に努めて参ります。

リスク管理体制の整備の状況

リスクマネジメント体制は、各取締役が自己の分掌範囲について責任をもって構築しており、その運用状況については、監査役及び内部監査室が監査を行っております。また、コンプライアンス体制確立のため顧問弁護士、顧問司法書士、顧問税理士等社外の専門家に必要に応じてアドバイスやチェックを依頼しております。なお、依頼にあたっては取締役会にて適切な手続きを取っており、アドバイス等の内容については迅速に取締役会に報告しております。

また、当社は情報セキュリティに関するリスクを恒常的に管理するため、既に当社が認証を受けている情報セキュリティマネジメントシステムの継続的維持に努めます。そのため、取締役から最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」といいます）という）を選任します。当該CISOは、社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、当該事務局とともに研修・監査を行い情報セキュリティマネジメントシステムの徹底を図ります。

コンプライアンスの徹底

当社は、役職員に法令、定款、社内規程、行動規範及び社会倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンス委員会を組織し、代表取締役が委員長を務めます。代表取締役は社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、事務局員に適時指示を行い、コンプライアンスを遵守する風土の醸成を図ります。そして、コンプライアンス事務局は全社のコンプライアンスプログラムの構築・維持・管理及びコンプライアンスプログラムに関わる役職員への研修・監査を行い、コンプライアンスの啓蒙を図ります。

また、当社は企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で対応し、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り一切の関係を遮断します。

役員の報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の金額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	役員慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	34,875	29,568	307	-	5,000	2
監査役 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	7,251	7,200	51	-	-	2

- (注) 1. 平成23年9月30日現在の人員は、取締役3名（うち、社外取締役1名）、監査役3名（全員、社外監査役）であります。上記記載の役員の員数と、平成23年9月30日現在の役員の員数と相違しておりますのは、取締役1名並びに監査役1名に対し、それぞれ支給実績がないためであります。
2. 平成23年9月30日付で、取締役1名が退任しております。当該退任した取締役1名に対し、平成23年12月16日開催の第19回定時株主総会決議に基づき、役員慰労金5,000千円を支給することを決定しているため、当該金額を含んで上記表に記載しております。
3. 平成23年9月5日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成23年10月1日付で、取締役3名が就任しております。本報告書提出日現在における人員は、取締役5名（うち、社外取締役2名）、監査役3名（全員、社外監査役）であります。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、取締役個々の報酬につきましては取締役会の決議、監査役個々の報酬につきましては監査役会の協議によっております。

内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続き並びに内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

常勤監査役及び非常勤監査役である社外監査役3名は取締役会に出席のほか、取締役等から直接業務執行について聴取、重要会議への出席、営業の報告の聴取や重要な決議資料等の閲覧などを行っております。内部監査室（担当1名）は事業の適正性を検証し、その結果を社長に報告しており、常勤監査役に対しても監査実施内容及び改善状況の報告を適時行っております。また、内部監査人、監査役及び監査法人は定期的に協議し、監査内容について意見交換を行っており、それぞれの相互連携が図られております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び提出会社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合における監査年数

業務を執行した公認会計士	所属する監査法人
山田 洋一	新日本有限責任監査法人
岡本 和巳	

（注）当社の財務書類について7年超にわたり連続して監査関連業務を行っている公認会計士はおりません。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	2名
会計士補等	6名

社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社は、本報告書提出日現在において、社外取締役2名を当社事業に関する助言を得ることを目的として親会社である株式会社セプテーニ・ホールディングスから招聘しております。また、社外監査役3名のうち1名をコーポレート・ガバナンス強化のため、同社より招聘しております。

当社は、株式会社セプテーニ・ホールディングスを中心としたセプテーニグループに属しておりますが、当社の意思決定において株式会社セプテーニ・ホールディングスの承諾は形式的にも実質的にも、その要件とされておりません。

当社における重要な意思決定は、取締役会規程及び善管注意義務を遵守する取締役の合議制により為されており、親会社に左右されることなく、独立して意思決定を行っているものと認識しております。また、監査役3名が取締役会に出席するとともに、常勤監査役1名が社内に常勤し、取締役の意思決定過程を適時監査しており、独立性を担保しております。

当社においては、内部統制システム構築の基本方針を明確に定めており、当該基本方針に従って取締役の職務執行及び監査役監査を適正に行うことにより、親会社からの独立性を担保する体制を維持・向上し続けております。

なお、常勤監査役である社外監査役1名とは、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同監査役は一般株主と利益相反が生じる立場にないため、独立役員として指定しております。

社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役七村守氏は、当社の親会社である株式会社セプテーニ・ホールディングスの代表取締役会長を務めており、企業経営に関する豊富な実績・見識を有していることから、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。

社外取締役上野勇氏は、当社の親会社である株式会社セプテーニ・ホールディングスの専務取締役を務めており、人事・労務・総務に関する幅広い経験に基づき、経営管理に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営管理体制の強化に十分な役割を果たしております。

社外監査役河辺吉幸氏は、兼松コンピューターシステム株式会社（現 兼松コミュニケーションズ株式会社）において常勤監査役及び監査室室長を歴任し、監査実務に対する幅広い知識と経験を有しております。その知識と経験に基づき、事業運営及び経営判断の適法性・妥当性について積極的に意見を述べる等、取締役の職務執行を常にモニタリングし、常勤監査役として、的確・適正な監査を実施し、当社のコーポレートガバナンス強化に十分な役割を果たしております。なお、同氏は兼松総合ファイナンス株式会社において常務取締役経理部長を務め、経理・会計実務に対する豊富な知識と経験を有しております。

社外監査役柳 克久氏は、あさひカード株式会社（現 リそなカード株式会社）の取締役及び常勤監査役を務めた後、当社の親会社である株式会社セプテーニ・ホールディングスの常勤監査役を務め、監査実務に対する幅広い知識と経験を有しております。その実務を通じて培った知識と経験に基づき、主にグループガバナンスの観点

から、的確・適正な監査を実施し、当社のコーポレートガバナンス強化に十分な役割を果たしております。なお、同氏は、株式会社埼玉銀行（現 株式会社りそな銀行）において長年職務に従事し、金融・会計実務に対する豊富な知識と経験を有しております。

社外監査役長生秀幸氏は、税理士として企業会計及び税務に精通し、会計及び税務に関する専門的見地から、当社のコーポレートガバナンス強化に十分な役割を果たしております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的である銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
1 銘柄 0千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（但し非上場株式除く）の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

自己株式の取得に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款で定めております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は、7名以内とする旨、定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

取締役の解任の決議要件

当社は取締役の解任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。これは、特別決議を機動的に行えるよう定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を目的としたものであります。

取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。さらに当社は、同法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる旨定款に定めておりますが、本報告書提出日現在、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

当社の利益配当に関する基本方針は、「第4 提出会社の状況 3 配当政策」に記載の通りであります。また、当社取締役の任期が、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしていることから、配当政策等の是非については、定時株主総会における取締役選任議案として審議・判断されるものと考えております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,000	-	14,400	-

(注) 当社は、当事業年度において、連結子会社を有しておりません。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、過去の実績及び当社の特性等から監査証明業務(内部統制監査に係るものを含む。)に係る業務量を合理的に見積り、適切に決定しております。

また、会社法第399条に基づき、監査役会の同意を得た上で報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）は改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）及び当事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催する研修会への参加を行っております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	862,298	767,459
売掛金	246,745	233,818
前払費用	31,534	10,019
その他	12,120	6,836
貸倒引当金	1,136	776
流動資産合計	1,151,563	1,017,357
固定資産		
有形固定資産		
建物	45,055	45,055
減価償却累計額	25,052	1 45,055
建物(純額)	20,002	-
工具、器具及び備品	71,144	71,583
減価償却累計額	56,428	1 67,020
工具、器具及び備品(純額)	14,715	4,563
有形固定資産合計	34,718	4,563
無形固定資産		
のれん	88,250	59,250
ソフトウェア	11,763	6,098
その他	50	50
無形固定資産合計	100,063	65,398
投資その他の資産		
投資有価証券	2,508	0
長期前払費用	40,833	20,239
敷金及び保証金	236,491	207,469
その他	6,104	-
貸倒引当金	160,750	148,932
投資その他の資産合計	125,187	78,776
固定資産合計	259,969	148,738
資産合計	1,411,532	1,166,095

	前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	120,032	138,276
短期借入金	305,000	155,000
1年内返済予定の長期借入金	99,600	26,100
未払金	13,375	9,294
未払費用	2,752	3,368
未払法人税等	3,600	3,952
未払消費税等	3,559	1,803
前受金	889	11
預り金	7,274	7,371
事業損失引当金	8,262	-
本社移転費用引当金	-	15,772
その他	222	216
流動負債合計	564,569	361,166
固定負債		
長期借入金	26,100	-
固定負債合計	26,100	-
負債合計	590,669	361,166
純資産の部		
株主資本		
資本金	563,900	563,900
資本剰余金		
資本準備金	148,821	148,821
その他資本剰余金	460,000	474,383
資本剰余金合計	608,821	623,205
利益剰余金		
利益準備金	396	396
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	344,206	376,458
利益剰余金合計	343,810	376,062
自己株式	14,885	6,113
株主資本合計	814,025	804,928
新株予約権	6,838	-
純資産合計	820,863	804,928
負債純資産合計	1,411,532	1,166,095

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	1,342,117	1,231,161
売上原価	813,364	794,470
売上総利益	528,753	436,690
販売費及び一般管理費	¹ 492,299	¹ 425,218
営業利益	36,453	11,472
営業外収益		
受取利息	338	156
受取配当金	152	213
還付加算金	409	-
助成金収入	-	400
その他	113	743
営業外収益合計	1,012	1,514
営業外費用		
支払利息	4,398	1,895
株式上場関連費	3,803	3,516
支払手数料	1,000	920
合併関連費用	-	1,792
その他	72	11
営業外費用合計	9,274	8,136
経常利益	28,191	4,850
特別利益		
貸倒引当金戻入額	12,808	12,177
新株予約権戻入益	3,399	2,539
保険解約返戻金	-	5,124
特別利益合計	16,207	19,841
特別損失		
固定資産除却損	² 56	-
投資有価証券評価損	-	2,508
事業損失引当金繰入額	8,262	-
事業損失	³ 43,129	-
減損損失	⁴ 25,470	⁴ 36,373
本社移転費用引当金繰入額	-	15,772
その他	2,119	-
特別損失合計	79,038	54,654
税引前当期純損失()	34,639	29,962
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	20,057	-
法人税等合計	22,347	2,290
当期純損失()	56,986	32,252

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)		当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
制作原価		778,893	95.8	764,205	96.2
労務費		34,470	4.2	30,265	3.8
当期売上原価		813,364	100.0	794,470	100.0

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	563,900	563,900
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	563,900	563,900
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	148,821	148,821
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	148,821	148,821
その他資本剰余金		
前期末残高	460,000	460,000
当期変動額		
自己株式の処分	-	14,383
当期変動額合計	-	14,383
当期末残高	460,000	474,383
資本剰余金合計		
前期末残高	608,821	608,821
当期変動額		
自己株式の処分	-	14,383
当期変動額合計	-	14,383
当期末残高	608,821	623,205
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	396	396
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	396	396
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	287,220	344,206
当期変動額		
当期純損失()	56,986	32,252
当期変動額合計	56,986	32,252
当期末残高	344,206	376,458
利益剰余金合計		
前期末残高	286,824	343,810
当期変動額		
当期純損失()	56,986	32,252
当期変動額合計	56,986	32,252
当期末残高	343,810	376,062

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
自己株式		
前期末残高	2,395	14,885
当期変動額		
自己株式の取得	12,489	-
自己株式の処分	-	8,771
当期変動額合計	12,489	8,771
当期末残高	14,885	6,113
株主資本合計		
前期末残高	883,501	814,025
当期変動額		
当期純損失()	56,986	32,252
自己株式の取得	12,489	-
自己株式の処分	-	23,155
当期変動額合計	69,476	9,096
当期末残高	814,025	804,928
新株予約権		
前期末残高	5,480	6,838
当期変動額		
新株予約権の行使	-	4,950
新株予約権の失効	-	2,539
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,358	651
当期変動額合計	1,358	6,838
当期末残高	6,838	-
純資産合計		
前期末残高	888,981	820,863
当期変動額		
当期純損失()	56,986	32,252
自己株式の処分	-	23,155
新株予約権の行使	-	4,950
新株予約権の失効	-	2,539
自己株式の取得	12,489	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,358	651
当期変動額合計	68,117	15,934
当期末残高	820,863	804,928

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	34,639	29,962
減価償却費	28,142	16,148
のれん償却額	29,000	29,000
減損損失	25,470	36,373
貸倒引当金の増減額(は減少)	12,808	12,177
受取利息及び受取配当金	490	370
支払利息	4,398	1,895
株式報酬費用	4,757	651
新株予約権戻入益	3,399	2,539
保険解約返戻金	-	5,124
投資有価証券評価損益(は益)	-	2,508
固定資産除却損	56	-
事業損失引当金の増減額(は減少)	92,122	8,262
本社移転費用引当金の増減額(は減少)	-	15,772
売上債権の増減額(は増加)	96,031	12,926
前払費用の増減額(は増加)	19,240	25,685
仕入債務の増減額(は減少)	1,688	46,692
その他	22,979	766
小計	38,970	129,982
利息及び配当金の受取額	490	370
利息の支払額	4,283	1,757
法人税等の支払額	1,212	2,253
法人税等の還付額	12,609	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,573	126,341
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,803	439
無形固定資産の取得による支出	9,708	569
無形固定資産の売却による収入	2,902	-
保険積立金の解約による収入	-	12,123
子会社株式の売却による収入	15,459	-
その他	702	893
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,148	10,220
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	200,000	150,000
長期借入金の返済による支出	99,600	99,600
自己株式の取得による支出	12,489	-
配当金の支払額	64	6
ストックオプションの行使に伴う自己株式の処分による収入	-	18,205
財務活動によるキャッシュ・フロー	87,845	231,401
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	139,567	94,839
現金及び現金同等物の期首残高	722,730	862,298
現金及び現金同等物の期末残高	862,298	767,459

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっておりま す。	有価証券 その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な 耐用年数については下記の通りでありま す。 建 物：3年～18年 工具、器具及び備品：4年～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェアについては、当社の利 用可能期間（5年）に基づいておりま す。また、のれんについては、5年間の定 額法により償却を行っております。 (3) 長期前払費用 均等償却によっております。 但し、配信権については、販売数量に基 づく償却額と契約期間に基づく均等額と を比較し、いずれか大きい額を償却して おります。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般 債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収 可能性を勘案し、回収不能見積額を計上し ております。 (2) 事業損失引当金 特定事業に係る将来の契約履行に伴い発 生する損失に備えるため、損失見込額を計 上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 本社移転費用引当金 本社移転に伴い発生が見込まれる費用に 備えるため、解約金等の移転関連費用の合 理的な見積額を計上しております。

項目	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準</p> <p>当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準（進捗率の見積は原価比例法）を、その他の契約については検収基準を適用しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、検収基準を採用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準（進捗率の見積は原価比例法）を、その他の契約については検収基準を適用しております。</p> <p>なお、当事業年度における進行基準による収益はありません。</p>	<p>受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準</p> <p>同左</p>
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用）</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
(貸借対照表) 前期まで区分掲記しておりました「未収入金」(当期末残高11,560千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することになりました。	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)												
<p>2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行の残高は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">500,000 千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">305,000 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">195,000 千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	500,000 千円	借入実行残高	305,000 千円	差引額	195,000 千円	<p>1. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。</p> <p>2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行の残高は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">500,000 千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">155,000 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">345,000 千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	500,000 千円	借入実行残高	155,000 千円	差引額	345,000 千円
当座貸越極度額	500,000 千円												
借入実行残高	305,000 千円												
差引額	195,000 千円												
当座貸越極度額	500,000 千円												
借入実行残高	155,000 千円												
差引額	345,000 千円												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)				当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)			
1. 販売費に属する費用のおおよその割合は14.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は85.1%であります。 主要な費目及び金額は次の通りであります。 役員報酬 39,721 千円 給料手当 167,223 広告宣伝費 68,826 減価償却費 13,633 のれん償却費 29,000 地代家賃 36,533 法定福利費 27,991 2. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。 工具、器具及び備品 56 千円 3. 特定事業に係る契約履行に伴い発生した損失であります。 4. 減損損失 当事業年度において当社は以下の通り減損損失を計上いたしました。				1. 販売費に属する費用のおおよその割合は9.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は90.8%であります。 主要な費目及び金額は次の通りであります。 役員報酬 36,768 千円 給料手当 136,875 広告宣伝費 35,679 減価償却費 9,942 のれん償却費 29,000 地代家賃 36,485 法定福利費 27,894 4. 減損損失 当事業年度において当社は以下の通り減損損失を計上いたしました。			
場所	用途	種類	減損損失 (千円)	場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本社 (東京都新宿区)	コンテンツ 事業	ソフトウェア	24,506	本社 (東京都新宿区)	全社	建物	16,590
		工具、器具 及び備品	460			工具、器具 及び備品	3,750
		その他	504			コンテンツ 事業	長期前払費用
当社は、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定し、減損損失の認識を行っております。 ソフトウェア及び工具、器具及び備品については、コンテンツ事業に含まれる不採算サイトやサイト管理用システムの見直しを行ったことにより、当該資産の帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(25,470千円)として計上いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、割引率の算定はしていません。				当社は、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定し、減損損失の認識を行っております。 建物及び工具、器具及び備品については、当社の本社移転に伴い、使用が見込まれない資産について、減損損失(20,341千円)として特別損失に計上いたしました。 コンテンツ事業の長期前払費用及びその他については、コンテンツ権利獲得に要した配信許諾権及び前払印税の一部を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(16,032千円)として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。			

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	28,877	-	-	28,877
合計	28,877	-	-	28,877
自己株式				
普通株式	60	500	-	560
合計	60	500	-	560

(注) 普通株式の自己株式の増加500株は、平成21年11月25日開催の当社取締役会決議に基づく取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	6,838
合計		-	-	-	-	-	6,838

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	28,877	-	-	28,877
合計	28,877	-	-	28,877
自己株式				
普通株式	560	-	330	230
合計	560	-	330	230

(注) 普通株式の自己株式の減少330株は、新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在)
現金及び預金 862,298千円	現金及び預金 767,459千円
現金及び現金同等物 862,298千円	現金及び現金同等物 767,459千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

前事業年度(自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高管理を行う体制としております。また、投資有価証券である株式は、営業上関係を有する企業の株式であり、四半期毎に発行体の財務状況等の把握に努めております。敷金及び保証金は、主にオフィスの賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握に努め、リスク軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、その大部分が3ヶ月以内の支払期日であります。当該債務については流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成すること等の方法により管理しております。

借入金の用途は運転資金であり、金利変動リスクに晒されています。現在の金利水準は低く、短期間で決済されるため金利変動リスクは低いと考えております。長期借入金については金利変動リスクを回避するため固定金利により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	862,298	862,298	-
(2) 売掛金	246,745	246,745	-
(3) 敷金及び保証金	236,491		
貸倒引当金(1)	145,750		
	90,740	82,664	8,076
資産計	1,199,784	1,191,708	8,076
(1) 買掛金	120,032	120,032	-
(2) 短期借入金	305,000	305,000	-
(3) 長期借入金(2)	125,700	125,917	217
負債計	550,732	550,950	217

- (1) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらは主に本社オフィスの賃貸借契約等に係るものであります。時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2 非上場株式（貸借対照表計上額2,508千円）は、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難なことから時価開示の対象とはしておりません。

3 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	862,132	-	-	-
売掛金	246,745	-	-	-
敷金及び保証金	17,305	73,434	-	-
合計	1,126,184	73,434	-	-

4 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	99,600	26,100	-	-	-
合計	99,600	26,100	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高管理を行う体制としております。また、投資有価証券である株式は、営業上関係を有する企業の株式であり、四半期毎に発行体の財務状況等の把握に努めております。敷金及び保証金は、主にオフィスの賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握に努め、リスク軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、その大部分が3ヶ月以内の支払期日であります。当該債務については流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成すること等の方法により管理しております。

借入金の用途は運転資金であり、金利変動リスクに晒されています。現在の金利水準は低く、短期間で決済されるため金利変動リスクは低いと考えております。長期借入金については金利変動リスクを回避するため固定金利により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	767,459	767,459	-
(2) 売掛金	233,818	233,818	-
(3) 敷金及び保証金	207,469		
貸倒引当金(1)	133,932		
	73,536	73,536	-
資産計	1,074,814	1,074,814	-
(1) 買掛金	138,276	138,276	-
(2) 短期借入金	155,000	155,000	-
(3) 長期借入金(2)	26,100	26,100	-
負債計	319,376	319,376	-

(1) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 敷金及び保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）は、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難なことから時価開示の対象とはしておりません。

3 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	767,264	-	-	-
売掛金	233,818	-	-	-
敷金及び保証金	73,536	-	-	-
合計	1,074,620	-	-	-

4 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	26,100	-	-	-	-
合計	26,100	-	-	-	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年9月30日現在）

非上場株式（貸借対照表計上額2,508千円）は、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難なことから時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（平成23年9月30日現在）

非上場株式（貸借対照表計上額0千円）は、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難なことから時価開示の対象とはしておりません。

減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について2,508千円の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名
 販売費及び一般管理費 4,757千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 23名	当社の監査役 1名	当社の取締役 4名 当社の従業員 22名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式1,220株	普通株式50株	普通株式1,440株
付与日	平成17年9月20日	平成17年9月20日	平成18年4月17日
権利確定条件	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成17年9月20日から 平成19年7月31日まで	平成17年9月20日から 平成19年7月31日まで	平成18年4月17日から 平成20年3月31日まで
権利行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社の取締役 3名 当社の従業員 25名	当社の取締役 4名 当社の監査役 1名 当社の従業員 45名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式10株	普通株式490株	普通株式1,000株
付与日	平成18年4月17日	平成19年1月16日	平成21年1月19日
権利確定条件	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成18年4月17日から 平成20年3月31日まで	平成19年1月17日から 平成21年1月16日まで	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成21年1月17日から 平成25年12月31日まで	平成22年12月18日から 平成23年12月17日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
期首	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
期首	83	20	15
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	83	20	15

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
期首	-	-	993
付与	-	-	-
失効	-	-	568
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	425
権利確定後 (株)			
期首	10	5	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	10	5	-

単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	50,000	50,000	100,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	100,000	200,000	55,500
行使時平均株価(円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	15,969

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名
 販売費及び一般管理費 651千円
2. 権利不行使による失効により利益として計上した額
 新株予約権戻入益 2,539千円
3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 (1) ストック・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 23名	当社の監査役 1名	当社の取締役 4名 当社の従業員 22名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式1,220株	普通株式50株	普通株式1,440株
付与日	平成17年9月20日	平成17年9月20日	平成18年4月17日
権利確定条件	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成17年9月20日から 平成19年7月31日まで	平成17年9月20日から 平成19年7月31日まで	平成18年4月17日から 平成20年3月31日まで
権利行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社の取締役 3名 当社の従業員 25名	当社の取締役 4名 当社の監査役 1名 当社の従業員 45名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式10株	普通株式490株	普通株式1,000株
付与日	平成18年4月17日	平成19年1月16日	平成21年1月19日
権利確定条件	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成18年4月17日から 平成20年3月31日まで	平成19年1月17日から 平成21年1月16日まで	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成21年1月17日から 平成25年12月31日まで	平成22年12月18日から 平成23年12月17日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
期首	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
期首	83	20	15
権利確定	-	-	-
権利行使	-	20	-
失効	-	-	-
未行使残	83	-	15

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
期首	-	-	425
付与	-	-	-
失効	-	-	19
権利確定	-	-	406
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
期首	10	5	-
権利確定	-	-	406
権利行使	-	-	310
失効	-	-	96
未行使残	10	5	-

(注) 失効には、放棄により失効した数を含んでおります。

単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	50,000	50,000	100,000
行使時平均株価（円）	-	79,200	-
公正な評価単価（付与日）（円）	-	-	-

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	100,000	200,000	55,500
行使時平均株価（円）	-	-	78,387
公正な評価単価（付与日）（円）	-	-	15,969

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成22年9月30日）	当事業年度 （平成23年9月30日）
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産（千円）	繰延税金資産（千円）
税務上の繰越欠損金 87,515	税務上の繰越欠損金 124,040
貸倒引当金繰入超過額 65,871	貸倒引当金繰入超過額 60,916
事業損失引当金 33,749	事業損失引当金 460
減損損失 1,234	本社移転費用引当金 6,417
減価償却超過額 16,372	減損損失 15,660
投資有価証券評価損 3,098	減価償却超過額 10,902
未払事業税 1,295	投資有価証券評価損 4,119
その他 2,001	未払事業税 676
繰延税金資産小計 211,138	その他 1,371
評価性引当額 211,138	繰延税金資産小計 224,566
繰延税金資産合計 -	評価性引当額 224,566
	繰延税金資産合計 -
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失が計上されているため、差異の内訳については記載していません。	税引前当期純損失が計上されているため、差異の内訳については記載していません。
	3 決算日後の法人税率の変更
	平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）」、「東日本大震災からの復興のための施設を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）」が公布されたことにより、法定実効税率が40.69%から38.01%、復興特別法人税適用期間終了後は35.64%に変更されます。この変更による影響はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)

当社は、関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)

当社は、関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年9月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有していましたが、平成23年12月に完了する予定の本社移転に伴い原状回復義務を他社へ承継することとなり当該債務がなくなったため、資産除去債務を計上していません。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より「賃貸等不動産の時価等に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当事業年度(自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)

当社は、モバイルサイト向け及びスマートフォン、タブレット型端末向けコンテンツ配信を行うコンテンツ事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に存在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社エヌ・ティ・ティドコモ	372,280	コンテンツ事業
KDDI株式会社	285,394	コンテンツ事業
ソフトバンクモバイル株式会社	250,524	コンテンツ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

コンテンツ事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

コンテンツ事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）

1. 関連当事者との取引
 該当事項はありません

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社セプテーニ・ホールディングス（大阪証券取引所 ジャスダック市場に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

1. 関連当事者との取引
 該当事項はありません

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社セプテーニ・ホールディングス（大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり純資産額 28,746.87円	1株当たり純資産額 28,098.19円
1株当たり当期純損失金額() 2,005.79円	1株当たり当期純損失金額() 1,129.00円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下の通りであります。

項目	前事業年度末 (平成22年9月30日)	当事業年度末 (平成23年9月30日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	820,863	804,928
普通株式に係る純資産額(千円)	814,025	804,928
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	6,838	-
普通株式の発行済株式数(株)	28,877	28,877
普通株式の自己株式数(株)	560	230
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	28,317	28,647

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失()(千円)	56,986	32,252
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	56,986	32,252
期中平均株式数(株)	28,411	28,567
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(新株予約権の数558個)。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	新株予約権(新株予約権の数113個)。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(当社とエフルート株式会社との合併について)</p> <p>平成23年6月16日開催の取締役会において、エフルート株式会社(以下、「エフルート」といいます。)との間で当社を吸収合併存続会社、エフルートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、平成23年9月5日開催の臨時株主総会において、平成23年10月1日を効力発生日とする合併契約の承認可決を経て平成23年10月1日、合併が成立いたしました。</p> <p>1. 合併の目的</p> <p>合併により、経営効率の向上を果たすとともに、シナジー効果を生み出すことで業容拡大と企業競争力の強化を図ります。これにより、モバイルデバイス全般に向けた豊富なコンテンツ及びサービスを、広く遍くユーザーに素早く提供できる「総合コンテンツサービス企業」となり、企業価値を飛躍的に拡大させることを目指してまいります。</p> <p>2. 合併の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併した相手会社の名称 エフルート株式会社 ・合併の方法 当社を存続会社とする吸収合併方式 ・合併の効力発生日 平成23年10月1日 <p>3. 合併の相手会社の概要</p> <p>商号 : エフルート株式会社 本店の所在地 : 東京都中野区本町一丁目32番2号 代表者の氏名 : 代表取締役社長 尾下 順治 売上高 : 1,737百万円(平成23年5月期) 当期純利益 : 69百万円(平成23年5月期) 資本金の額 : 210百万円(平成23年5月31日現在) 純資産の額 : 305百万円(平成23年5月31日現在) 総資産の額 : 700百万円(平成23年5月31日現在) 事業の内容 : 検索ポータル事業、コンテンツ事業、メディアシンジケーション事業、ソーシャルアプリ事業</p> <p>4. 合併後の会社の概要</p> <p>商号 : アクセルマーク株式会社 本店の所在地 : 東京都中野区本町一丁目32番2号 代表者の氏名 : 代表取締役社長 尾下 順治 事業の内容 : コンテンツ事業、広告事業、ソーシャルゲーム事業</p>

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)						
	<p>5. 合併比率、合併交付金の額、合併により発行する株式の種類及び数、増加すべき資本・準備金・その他利益剰余金等の額</p> <p>合併比率</p> <table border="1" data-bbox="791 322 1355 398"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>当社</th> <th>エフルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併比率</td> <td>1</td> <td>0.0057</td> </tr> </tbody> </table> <p>合併交付金の額 該当事項はありません。</p> <p>合併により発行する株式の種類及び数 エフルートの普通株式2,818,000株に対し、当社の普通株式16,062株を新たに発行し、割当交付いたしました。</p> <p>増加すべき資本・準備金・その他利益剰余金等の額</p> <p>(1) 資本金の増加額 0円 (2) 資本準備金の増加額 0円 (3) 利益準備金の増加額 0円 (4) 上記のほか、会社計算規則第35条に従い、株主資本等変動額のすべてをその他資本剰余金に振り分けるものとする。</p> <p>6. 引き継ぐ資産・負債の額 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳</p> <p>流動資産：545,096千円 固定資産：121,466千円 流動負債：373,802千円</p> <p>7. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生したのれん 249,578千円 ・発生原因 将来における超過収益力によるものであります。 ・償却方法及び償却期間 償却期間5年による定額法 <p>(合併に伴う子会社の増加) 当社は、平成23年10月1日付でエフルートと合併したことにより、エフルートの100%子会社2社(エフルートレックス株式会社及びエフルート・モバイル・テクノロジー株式会社)を連結の範囲として取り込むことにより、平成24年9月期より連結決算を採用いたします。</p>	会社名	当社	エフルート	合併比率	1	0.0057
会社名	当社	エフルート					
合併比率	1	0.0057					

<p>前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)</p>
	<p>(ストック・オプションについて)</p> <p>当社は、平成23年12月16日開催の取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>また、平成23年12月16日開催の第19回定時株主総会において、現在の取締役報酬枠(年額2億円)の範囲内で、会社法第361条の規定に基づき、取締役(社外取締役を除く。)に対して中長期インセンティブ報酬として、ストック・オプションとしての新株予約権を付与するための取締役報酬制度の改定を決議いたしました。</p> <p>上記、ストック・オプション制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	45,055	-	-	45,055	45,055	20,002 (16,590)	-
工具、器具及び備品	71,144	439	-	71,583	67,020	10,591 (3,750)	4,563
有形固定資産計	116,199	439	-	116,638	112,075	30,594 (20,341)	4,563
無形固定資産							
のれん	145,000	-	-	145,000	85,750	29,000	59,250
ソフトウェア	43,057	230	23,945	19,341	13,242	5,894	6,098
その他	50	-	-	50	-	-	50
無形固定資産計	188,107	230	23,945	164,391	98,992	34,894	65,398
長期前払費用	65,000	3,675	103	68,571	48,332	24,165 (12,940)	20,239

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次の通りであります。

工具、器具及び備品	PCの購入	439千円
ソフトウェア	人事管理に係るソフトウェアの取得	230千円
長期前払費用	コンテンツ事業に係る前払印税の増加	3,675千円

2. 当期減少額のうち主なものは次の通りであります。

ソフトウェア	償却の完了	23,945千円
--------	-------	----------

3. 当期償却額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	305,000	155,000	0.631	-
1年以内に返済予定の長期借入金	99,600	26,100	1.388	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	26,100	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
計	430,700	181,100	-	-

(注) 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	161,886	-	-	12,177	149,708
事業損失引当金	8,262	-	8,262	-	-
本社移転費用引当金	-	15,772	-	-	15,772

(注) 貸倒引当金の当期減少額のその他は貸倒引当金の戻入によるものであります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	194
預金	
普通預金	767,264
小計	767,264
合計	767,459

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	90,988
KDDI株式会社	55,204
ソフトバンクモバイル株式会社	32,365
リアライズ・モバイル・コミュニケーションズ株式会社	14,968
ソフトバンククリエイティブ株式会社	11,896
その他	28,396
合計	233,818

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
246,745	1,292,719	1,305,646	233,818	84.8	67.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

敷金及び保証金

区分	金額(千円)
敷金	73,382
保証金	134,086
合計	207,469

買掛金

相手先	金額(千円)
ソフトバンククリエイティブ株式会社	47,536
株式会社コムドアーズ	15,493
社団法人日本音楽著作権協会	8,011
株式会社ヘッドウォータース	5,102
株式会社モバイルブック・ジェーピー	4,963
その他	57,169
合計	138,276

短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社りそな銀行	50,000
株式会社三井住友銀行	5,000
合計	155,000

1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	26,100
合計	26,100

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第2四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	第3四半期 自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	第4四半期 自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
売上高(千円)	311,380	332,672	299,027	288,081
税引前四半期純利益金額又は 税引前四半期純損失金額 ()(千円)	6,557	31,599	2,820	57,824
四半期純利益金額又は四半 期純損失金額() (千円)	7,130	31,027	2,248	58,396
1株当たり四半期純利益金 額又は1株当たり四半期純 損失金額()(円)	251.47	1,084.14	78.48	2,038.50

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次の通りです。 http://www.axelmark.co.jp/ir/notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第18期）（自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）平成22年12月17日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年12月17日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第19期第1四半期）（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）平成23年2月10日関東財務局長に提出。

（第19期第2四半期）（自平成23年1月1日 至平成23年3月31日）平成23年5月13日関東財務局長に提出。

（第19期第3四半期）（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書及びその訂正報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成22年12月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3（吸収合併）の規定に基づく臨時報告書

平成23年6月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書

平成23年6月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動（内定））の規定に基づく臨時報告書

平成23年8月16日関東財務局長に提出。

平成23年6月17日提出の臨時報告書（吸収合併）に係る訂正報告書

平成23年8月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成23年9月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

平成23年11月7日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月16日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセルマーク株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アクセルマーク株式会社の平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アクセルマーク株式会社が平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年12月16日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセルマーク株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成23年10月1日付でエフルート株式会社を吸収合併した。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アクセルマーク株式会社の平成23年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アクセルマーク株式会社が平成23年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。